

くらしの安心情報

情報ファイル NO.179

平成 29 年 6 月 12 日

高齢の母が、訪問販売で「以前の業者が倒産したので代わりに訪問し点検している」と言われ、高額な外壁工事の契約をしていました。解約したいのですが...

相談内容

【相談者 60代 男性】

3日前、一人暮らしで認知症気味の高齢な母が、自宅を訪問した業者から、「以前、お宅の工事をした業者が倒産したので代わりに点検している。修理の必要がないか確認する。」などと強引に言われ、よく理解しないまま数十万円の外壁工事の契約をしていました。工事は既に終わっていますが、今からでも解約できるでしょうか...

対処方法

この相談のように、「倒産した業者の代わりに点検している」「倒産した業者の事業を引継いだ」などと言って訪問し、高圧的な態度で消費者の不安をあり、高額な工事の契約をさせられたという相談が寄せられています。消費者は本当に必要な契約かどうか、その場ではわからないことがほとんどです。

- ・ 相談者には、クーリング・オフ期間中()なので、書面でクーリング・オフ通知を送付するよう助言しました。
- ・ 工事を急いだり、契約を急がせたりする業者には注意が必要です。
- ・ 一人暮らしの高齢者や判断力が不十分な方を悪質な勧誘から守るためには、家族や民生委員など周りの方々の日頃からの見守りが大切です。
- ・ トラブルに気づいたら、早めに市町村相談窓口や消費生活センターに相談してください(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)。

() 訪問販売の場合、契約書面を受取った日から8日以内であれば、無条件で契約解除ができます。8日以内ならば、工事が終わっていてもクーリング・オフは可能です。(クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。)



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890